

オリエンタル白石 安全・環境協議会 表彰細則

(目的)

第1条 この細則は、オリエンタル白石安全・環境協議会(以下、「本会」という)会則第19条に基づき、本会による表彰に必要な事項について定めることを目的とする。

(表彰)

第2条 本会による表彰は、会員会社および会員会社所属の個人に対して行うものとし、毎年4月より3月の1年間を対象年度とし、その翌年度の支店安全大会にて表彰する。

(表彰基準)

第3条 本会における表彰には全国協議会表彰と支店協議会表彰があり、その基準は以下による。

[全国協議会表彰基準]

【会社表彰】

- ①対象会社が全国において1年間休業1日以上の災害を起こしていないこと
- ②期間内の延べ労働時間が5万時間以上の会社
- ③安全に関しての対応に不備が無いこと

[支店協議会表彰基準]

【個人表彰】

- ①作業所長が、常に安全に気を配り安全衛生管理への貢献が高いと判断した者
- ②所属会社が、当該作業所にて1年間休業4日以上の災害を起こしていないこと

【会社表彰】

- ①対象会社が全国において1年間休業1日以上の災害を起こしていないこと
- ②期間内の延べ労働時間が1万時間以上の会社
- ③安全に関しての対応に不備が無いこと

(全国協議会表彰者の決定)

第4条 各支店協議会事務局は、年度終了後、速やかに協力会社の延べ労働時間を集計し、全国協議会事務局に報告する。全国協議会事務局は報告された協力会社延べ労働時間を集計し、その結果を全国協議会役員会に報告する。全国協議会役員会にて審議決定する。

(全国協議会表彰者の表彰)

第5条 受賞者への表彰は、表彰状と記念品により行う。費用負担は、全国協議会とする。表彰状等は、受賞協力会社の延べ労働時間が一番多かった支店にて、安全大会に

において全国協議会会長より授与される。又、他支店安全大会においても受賞者の紹介を行う。

付 則 この細則は、平成20年4月1日から施行する。